

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第30回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年9月30日（金） 14:00～14:59

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、東海 幹夫、
長田 三紀、宮本 勝浩

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、犬童 周作（事業政策課企画官）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、大村 真一（料金サービス課企画官）

日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

答申事項

電気通信事業法改正に伴う電気通信事業法施行規則の改正について【諮問第3033号】

諮問事項

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3034号】

報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成22年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

○根岸部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日は答申事項1件、諮問事項1件、報告事項1件でございます。

それでは初めに、答申事項より審議いたします。

諮問第3033号「電気通信事業法改正に伴う電気通信事業法施行規則の改正」について、審議したいと思います。

本件は、総務大臣から諮問を受けまして、本年7月26日開催のこの部会において審議を行い、本年9月2日まで意見募集を行いました。本日は、提出された意見を取りまとめていただきましたので、これを報告いただきまして審議したい、こういうふうに思います。それでは、報告をお願いいたします。

○木村事業政策課調査官　それでは、資料30-1に従いまして、ご説明させていただきます。

まず、2ページをおあげください。今回の省令改正案に対する意見と、その考え方をまとめたものでございます。今回、多数の意見を頂戴したものですから、この中から主なものを抜粋してご説明をさせていただければと思います。

それではまず、意見1でございます。「設備部門の業務に従事する者」について、子会社においてもその他の部門の業務に従事する者の職務を兼ねることができないこととするとともに、正社員、派遣社員、業務委託社員等を含め、当該部門の業務を行うすべての者を対象とすべきというご意見でございます。

それに対する考え方といたしまして、右側ですけれども、本件省令案において、設備部門の業務に従事する者に対し、その他の部門の業務に従事する者と職務を兼ねることを禁ずる等の措置を講ずることとした趣旨の一つは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において、電気通信事業法第30条第3項第1号の規定を一層遵守させるための体制を整備しようとするものであり、この意味において、設備部門の業務に従事する者の範囲は、当該電気通信事業者の事業所等において接続の業務に関して他の

電気通信事業者及びその利用者に関する情報を知り得る者すべてを対象とすることが適当である。

なお、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社等については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の規定において、当該電気通信事業者に対し、その業務を委託する子会社等が電気通信事業法第30条第3項の規定等に抵触する行為を行うことのないよう、必要かつ適切な監督を行う義務を課すこととしており、子会社等において反競争的行為が行われることのないよう、措置を講じているところとしてございます。

続きまして3ページですけれども、意見2でございます。設備部門の業務に従事する者は、その他の部門の業務に従事する者の職務を兼ねることができないこととする事について、支店等の長についても同様とすべきというご意見でございます。

これに対する考え方でございますが、本件省令案の規定の対象である第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、通常その規模に鑑みれば、利用者利便の向上といった観点から、本店のほかに、支店や支店を統括する事業所——「支店等」といいます——これを設置することが一般的であると想定され、これらの支店等において、当該支店等の業務全般を統括することの必要性から、支店等の長を置くことは合理的であると考えられるところ。

当該支店等においては、設備部門の業務に加え、設備部門以外の部門の業務、例えば総務等の共通業務や、役務の提供業務も行われることが想定され、このような場合には、当該支店等の長は、これらの職務を兼ねることとなるが、今回の機能分離の実現に当たっては、接続関連情報システムへの厳格なアクセス管理や規程の策定・研修の実施等の措置を講じることを求めていることから、このような支店等の長に対して職務を兼ねることを禁じるまでの必要はないものと考えられる。

なお、職務を兼ねることを禁ずる規定の適用除外とする者は、支店等につきその長1名に限定し、支店等についても、商業登記簿に登録した支店とそれらを統括する事業所に限定していることから、無限定にその対象が拡大することはないものとしてございます。

続きまして、その下にあります、意見3でございます。今回の管理・監視体制は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のみならず、その子会社も対象とすべき。また、設備部門の業務に従事する者は、その他の部門の業務に従事する者の職務を

兼ねることができないこととするについて、支店等の長についても同様とすべき。さらに、支店等の長については、子会社との兼任も禁止すべき、とのご意見でございます。

これに対する考え方ですが、次のページに行っていただきまして、4ページでございます。改正法の規定により、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対しては、業務を委託する子会社等について、接続関連情報の目的外利用その他の反競争的行為が行われぬように必要かつ適正な監督を行うことが義務付けられること、及び業務の委託を受ける子会社等は必ずしも電気通信事業者ではないことから、これらの子会社等に対して、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と同様に体制の整備を義務付けるまでの必要は無いものと考えられる。

また、今回の機能分離の実現に当たっては、接続関連情報システムへの厳格なアクセス管理や規程の策定・研修の実施等の措置を講じることを求めていること、また、上述のとおり業務を委託する子会社等に対する監督義務を課すこととしていることから、支店等の長について、子会社との兼任を禁じるまでの必要はないものと考えられる。

なお、支店その他の事業所の長が設備部門の業務に従事する者とその他の部門の業務に従事する者の職務を兼ねることを禁じるべきとのご指摘についての考え方は、考え方2のとおりとしてございます。

続きまして、その下にあります、意見4でございます。設備部門とその他の部門との間の異動を禁止すべき。禁止しない場合は、厳格な守秘義務を課すべきとのご意見でございます。

これに対する考え方でございますけれども、ご指摘のとおり、設備部門とその他の部門との間の異動を禁じない場合には、これを禁じる場合と比して、互いの部門の情報がもたらされる可能性が高まることも論理的に否定することは出来ないが、今回の機能分離の実現に当たっては、接続関連情報システムへの厳格なアクセス管理等の措置を講じることを求めていること、本件省令案の規定に基づき作成する接続関連情報の取扱いを適切なものとするために遵守すべき規程は、現に設備部門の業務に従事する者のみならず、過去に設備部門の業務に従事していた者をも対象とするものであることから、必ずしも設備部門とその他の部門との間における人事異動を禁じるまでの必要はないものと考えられる。

当該規程については、本件省令案第22条の8第3号ニの規定により総務大臣に報告

されるものであるところ、当該報告の内容については、総務省において、基本的には公表することとした上で、その内容の適正性については、ご指摘の観点も踏まえつつ、当該報告を受けた総務省において検証を行うことが適当であるとしてございます。

続きまして、その下の意見5でございます。室の区分に当たっては、別の建屋への分離、共用スペース設置の禁止を規定すべきとのご意見でございます。

これにつきまして、考え方ですけれども、今回の機能分離の実現に当たっては、設備部門の業務の用に供する室とその他の部門の業務の用に供する室との区分に加え、接続関連情報の入手記録・保存を含む接続関連情報システムへの厳格なアクセス管理、規程の策定・研修の実施等の措置を講じることを求めており、設備部門以外の部門の業務に従事する者が、通常の業務において、接続関連情報を入手することが困難となる体制が確保されると考えられる。

したがって、それぞれの部門の業務の用に供する室を別の建屋に分離することや、共有スペースの設置を禁じることによる費用負担等に鑑みれば、本件省令改正に当たっては、必ずしもこれらの措置を講ずることを義務付けるまでの必要はないものと考えられる。

設備部門の業務の用に供する室内はもとより、当該室外における接続関連情報の取扱いについては、当該情報の取扱いを適正なものとするために、当該部門の業務に従事する者等が遵守すべき規程において定められるべき内容であると考えられるところであり、また、当該規程の適正性を確保するための考え方については、考え方4後段のとおりとしてございます。

続きまして、次のページにいていただきまして、ページ7です。ここから情報遮断関係の措置のご意見になるんですけれども、意見8でございます。「特定された者のみが当該情報を入手することができるものとする」を担保するため、システムの物理的な分離や、業務エリアごとの利用可能なシステムの制限といった、具体的な方法を規定すべきとのご意見でございます。

これに対する考え方といたしまして、ご指摘の第22条の7第5号ロについては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が課された義務を遵守する具体的な方法までは規定していないものの、具体的な方法のすべてを網羅的に省令で規定するよりも、まずは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、それぞれの実情に鑑みて、個別具体的な方法を定め、これを実施すべきであると考えられるとともに、実

際に構築したシステムの概要については、第22条の8第3号ハの規定により総務大臣に報告されるものであるところ、当該報告内容については総務省において基本的に公表することとした上で、その内容の適正性については当該報告を受けた総務省において検証を行うことが適当であると考えられる。

したがって、本件省令改正においては、構築したシステムが要件を満たすものである限りにおいて、特定の方法に限定するまでの必要は無いものと考えられるとしてございます。

続きまして、9ページにいていただきまして、意見11をご覧ください。こちらは、設備部門の業務に従事する者が遵守すべき規程の内容についても本省令又はガイドラインに規定すべきとのご意見でございます。

これに対する考え方といたしまして、ご指摘の第22条の7第6号については、具体的な規程の内容までは規定していないものの、内容のすべてを網羅的に省令で規定するよりも、まずは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、それぞれの実情に鑑みて、個別具体的な規程を作成すべきであると考えたとともに、実際に作成した規程については、第22条の8第3号ニの規定により総務大臣に報告されるものであるところ、当該報告の内容については、総務省において、基本的には公表することとした上で、その内容の適正性については、当該報告を受けた総務省において検証を行うことが適当であると考えられる。

したがって、本件省令改正においては、規程の内容が要件を満たすものである限りにおいて、特定の方法に限定するまでの必要はないものと考えられるとしてございます。

続きまして、少しページが飛びますけれども、14ページをお開きいただければと思います。監視の仕組みに関するご意見のところに入らせていただければと思います。

意見15をご覧ください。監視部門について、設備部門の他にも、第一種指定電気通信設備を利用する部門とも独立性を保つべき。また、監視の対象について、県域等子会社も含むべきとのご意見でございます。

これに対する考え方といたしまして、本件省令案第22条の7第14号に規定する具体的な監視の内容に鑑みれば、ご指摘のように、監視部門は同条第12号に規定する設備部門との間での手続を実施することとなる部門からも独立していることが望ましいと考えられるものの、改正法の規定においては、他の電気通信事業者との接続の業務に関して当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を知り得るのは設備部門に限

られること、接続約款の規定による手続等を他の電気通信事業者との間で実施するのは設備部門に限られること等から、接続関連情報の適正な取扱いや手続等の同等性を担保するために必要な要件として、この設備部門から独立した監視部門の設置を規定しているところであり、必ずしも本件省令改正において追加の措置を講ずるまでの必要はないものと考えられる。

本件省令案の規定に基づき整備した体制については、本件省令案第22条の8第3号イの規定により総務大臣に報告されるものであるところ、当該報告の内容については、総務省において基本的には公表することとした上で、その内容の適正性については、当該報告を受けた総務省において検証を行うことが適当である。

また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社は、監視の対象に含まれていないものの、改正法では、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に、業務を委託する子会社等に対し、接続関連情報の目的外利用といった反競争的行為が行われないよう必要かつ適切な監督を行うことを義務付けているところとしてございます。

続きまして、次のページですけれども、意見17をご覧ください。監視部門について、設備部門の他にも、第一種指定電気通信設備を利用する部門とも独立性を保つべき。また、監視の結果について第三者委員会等に検証させるか、監視部門の他に第三者機関による監視もすべきとのご意見でございます。

こちらにつきまして考え方ですけれども、改正法における監視部門の独立についての規定の考え方は考え方15のとおり。

また、監視部門による監視の結果は第22条の8第3号チの規定により、当該監視の結果を受けて第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じた措置等については同号リ、ヌの規定により総務大臣に報告されるものであるところ、当該報告内容については総務省において基本的には公表することとした上で、その内容の適正性については当該報告を受けた総務省において検証を行うことが適当であり、本件省令改正において、必ずしも第三者委員会等に検証させたり、監視部門の他に第三者機関による監視を行うこととするまでの必要はないものと考えられるとしてございます。

続きまして、20ページをお開きいただければと思います。意見20をご覧ください。監視部門の他、第三者機関による監視もすべき。また、競争事業者からのヒアリング等を実施すべきとのご意見でございます。

それに対しまして、考え方としましては、監視部門の他、第三者機関による監視が必要であるところのご指摘についての考え方は、考え方17のとおり。

競争事業者からのヒアリング等を実施すべきことについては、監視結果は総務大臣に報告されるものであるところ、当該報告内容については、総務省において、基本的には公表することが適当であるとともに、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン（平成19年4月公表）」に基づき既に運用している制度の枠組みの中で、競争事業者等から、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が本件省令案の規定を遵守していないことについての指摘や事例の提示がなされ、総務省における検証の結果、現に遵守していないと認められる場合には、電気通信事業法に基づき、所要の措置を講ずることが適当であるとしてございます。

続きまして、報告関係のところになりますが、21ページの意見22をご覧ください。禁止行為に関する報告事項は、大臣への報告のみならず、一般への公表を義務付けるべきところのご意見でございます。

こちらに対する考え方といたしまして、本件省令案第22条の8の規定により総務大臣に報告される講じた措置の内容等については、総務省において、基本的には公表することが適当であるとしてございます。

それから23ページですけれども、意見25をご覧ください。業務を委託した子会社が当該業務を他者に再委託した場合には、当該者も監督の対象とするか、または、当該子会社に対して報告義務を課すべきところのご意見でございます。

これに対する考え方といたしまして、ご指摘のとおり、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者からその業務の委託を受けた子会社等が、これを他者に再委託することについて、一切の規制を課さないのであれば、改正法の規定により当該電気通信事業者に対し監督義務を課した趣旨が没却されるおそれが生じかねない。

この点について、本件省令案においては、第22条の8第2号イ（3）の規定により監督対象子会社における再委託の有無を報告させることとしており、これにより、総務省においては、当該子会社に対する監督の内容について、再委託の有無に応じ、例えば、当該電気通信事業者から子会社等に対する業務委託に際し、契約条項として、再委託等を許容するか否か、許容する場合の委託条件や再委託先が遵守すべき事項等を明確に規定しているかといった観点から検証することが可能となるもの。

当該検証において、監督対象子会社に対し、再委託が有るにも関わらず、これに応じ

た必要かつ適切な監督を行っていないと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき必要な措置を講ずることができることに鑑みれば、本件省令改正に当たっては、必ずしもこれ以上の措置を講ずるまでの必要はないものと考えられるとしてございます。

こういった考え方を踏まえまして、資料の1ページに戻っていただければと思います。こちらが答申書の案になります。

1 本件、電気通信事業法改正に伴う電気通信事業法施行規則の改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。

2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりであり、反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保する観点から、総務省においては、次の措置が講じられることを要望する。

本件省令改正により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から総務大臣に報告されることとなる事項の内容について、基本的には公表することとした上で、その内容の適正性について、提出された意見に対する当審議会の考え方も踏まえつつ、厳格な検証を行うこととしてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ、今のご説明につきまして、ご質問やご意見ございましたら、どうぞお願いいたします。はい、どうぞ。

○東海委員 この件が諮問された際にも発言したかと記憶しておりますけれども、日本の電気通信事業につきましては、かなり先行的に、いわゆる会計分離という方向で、アセット会計をきちんとつくるという形で、分離政策の導入部というんでしょうか、それがかなり早くから、もう十何年経っておりますから、随分早目にその方向づけをしているわけでございます。私は会計分離の理念といいましょうか、趣旨というものは、実はこの機能分離の理念と基本的には同じであると。したがって、この十数年前から、こういった形での分離政策の方向性というのは多くが認めてきて、その趣旨をしっかりと、精神をしっかりと守っていかうということが確認されてきていると思っているわけでございます。

しかしながら、今、IP化であるとか、あるいは国を挙げて光の道の構想を促進するといったような方向づけが新たに展開をされるこの時期において、さらに反競争的な行為がその中で行われるなどということはあってはならないことであり、今、少し分離政

策を強化するという視点から、この時期に機能分離をこういった形でもって制度化をするということに対して、私は大変適切な方向だと思っております。

ただ、機能分離といいますと、1つの会社の中で、どれだけの権限をそこに与え、どれだけの義務を課していくか。あるいは、他との区分をどうするかということについての厳しさというか、タイトネスのレベルは当然あるかと思っております。今回の諮問の形というのが、将来に向かって適切かどうかという判断は、我々、現行ではできないところでありまして、むしろ逆に機能分離の政策をしっかりと受けとめて、趣旨、精神を事業者の方々にも理解していただいて、その向きの行動をしていただくということを期待したいわけでございます。

この度、かなりの意見が出てまいりまして、しかし、拝見した意見というのは、みな向きは同じ方向を向いていると。こういった方向に対しての反論というものはほとんど見られていないと。逆に、例えば支店長に対してもしっかりと兼務を兼任といったようなことを禁じるべきだといったような意見等々も出ておりますし、監視機能についても同様でありますけれども、どこまでそれを厳格にやるかということについての水準というのは先ほど申し上げましたとおり、やはり大事なことは精神、趣旨というものをしっかりと守るという方向づけがしっかりしていれば、私はそれほどタイトなものでなくとも構わないと思っております。

そういう意味で、答申の諮問のとおり改正するということはそれでよしとすると思っておりますが、ただ、大事なことは、あつてはならないことですが、反競争的行為というのが、規定がないからといって具体化するということのようなことが、全くないと断言できるわけでもないので、そのあたりについては総務省に報告をするという仕組みを活用して、しっかりとそのあたりのチェックを逐次やっていくという流れを、強く総務省には要望しなければいけないでしょうと思っております、この要望事項をつけ加えること、これがやっぱり適正な運営の担保ではないかという気がいたしております。

以上でございます。

○根岸部会長　はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○宮本委員　私も東海委員のおっしゃるとおりだと思います。ちょっとお伺いしたいんですけれども、要望事項がございます。今、東海委員もおっしゃいましたように、答申書の2の下の方に、「本件省令改正により」云々とあつて、最後に「その内容の適正性について、提出された意見に対する当審議会の考え方も踏まえつつ、厳格な検証を行

うこと」とございます。これも、検証した結果はこうですよということも公表していた
だけなのかどうか、それをちょっとお伺いしたいんですけども。

○根岸部会長 事務局、よろしいですか。

○木村事業政策課調査官 具体的に何か指摘をすることがあるなしというのは、結果と
していろいろあるかと思えますけれども、現行の仕組みの中でも、いろいろその公正競
争条件に対する実施がきちっとされているかどうかというのを、先ほど読み上げさせて
いただいた中にも、競争セーフガード制度とかあります。そういったものを活用しなが
ら、問題のあるなしといったものも我々から一定程度明らかにするというで運用し
ていけるのではないかと考えております。

○宮本委員 わかりました。ありがとうございました。

○根岸部会長 どうぞ、ほかにございましたら。はい、どうぞ。

○長田委員 東海先生おっしゃったとおりだと私も思いまして、それで、総務省が行う
厳格な検証を、今の体制のまま行う予定なのか、何か別のところでなされる予定なのかを
教えていただきたいのですけれども。

○木村事業政策課調査官 ほかの第三者機関による監視とか……。

○長田委員 いえ、そうじゃなくて、総務省の、今の……。

○木村事業政策課調査官 ええ、中のですよね。

○長田委員 皆さんのお仕事の中で、そのままそれがプラスされる形になるのかという
ことです。

○木村事業政策課調査官 なかなか、行政機関なものですから、予算とか定員とか、い
ろいろ制約はあるんですけども、どういう形になるにしろ、我々としては今回の制度
設計を新たにしたいという趣旨を踏まえまして、しっかりとした検証をやっていくとい
うことかと現時点では思っております。

○長田委員 こういう検証というのは、ほんとうに一番大切なところで、紙がきちんと
そろっているというものの中から、いろいろなものを見ていかなければいけないんだろ
うと思うんです。なので、ぜひそこは、いろいろな問題、課題はあるかもしれませんが
れども、厳格な検証というのをきちんと、ずっと継続して続けられるような体制を総務
省にはとっていただきたいなと思います。

○根岸部会長 どうぞ、ほかに。よろしいですか、ほかの委員の方。

それでは、この諮問第3033号につきましては、今、答申書（案）というのを見て

いただいていると思いますけれども、この（案）を取って、この内容で答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、この（案）の内容のとおり答申するというにいたしたいと思います。

○根岸部会長　それでは次に、諮問事項の審議に移ります。

諮問第3034号「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）」につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課企画官　資料30-2でございます。委員の皆様には申請の添付資料をバルキーに入れてお配りさせていただいております。

まず、申請の内容について、参考資料も適宜参照しつつご説明させていただきます。2ページをごらんください。基礎的電気通信役務支援機関であります、社団法人電気通信事業者協会から、9月21日に申請があったものでございまして、申請内容は2点。NTT東西に対する交付金の額及び交付方法の認可、接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法に関する認可の申請でございます。今回は、ユニバーサルサービス制度が平成18年に稼働しまして、6回目の申請ということになります。

3ページをごらんください。ユニバーサルサービス制度の概要でございます。国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスとして、加入電話又は加入電話に相当する光IP電話、第一種公衆電話、緊急通報がユニバーサルサービスとして指定されているところでございます。このうち、加入電話に相当する光IP電話につきましては、本年4月に対象に追加されたものですが、補填対象額の算定につきましては対象外とされているところでございます。

続きまして、申請に関する項目です。まず、負担金に関しまして、負担金の額及び、次のページですが、徴収方法。次に、交付金に関して、交付金の額及び交付方法でございます。

5ページで、負担金の額及び徴収方法でございます。まず、補填対象額ですが、NTT東西の合計で、約111億円となっております。NTT東日本のところに※で注が書いてありますが、このNTT東日本に係る額につきましては、東日本大震災による災害

特別損失の一部を算入した原価を用いて算定されているところでございます。

次に、支援業務費ですが、これは、次の6ページの頭にいただきまして、額として合計約5,600万円となっているところでございます。これらの合計額を、申請時点での直近の電気通信番号の総数、6月末の総数ですが、これで割りまして、さらに月単位のものにしたものが合算番号単価で、5円になってございます。また、その下はNTT東西別の番号単価ですが、それぞれNTT東日本は約2.9円、NTT西日本が約2.1円ということになっております。詳しくは、参考資料でご説明をさせていただきます。

まず、44ページをごらんください。先に支援業務費についてご説明させていただきます。当年度の費用につきましては、支援機関の平成23年予算の額を用いております。これにつきましては予算認可の際に、3月にご報告させていただいた内容のとおりでございます。人件費、物件費等、周知費用などを加えまして、総額として一番下にありますとおり、約6,900万円となっているところでございます。

今年度のポイントとしましては、周知費用について地方説明・見学会に関してパンフレットを作成したり、消費者団体との意見交換会の回数を増加させたりする一方で、新聞広告を減らすということをして、全体として効率的かつ効果的な周知の実施のための見直しをしているというものでございます。

その約6,900万円から、右下にございます前年度、平成22年度における繰越額約1,300万円を減じまして、先ほどご説明しました約5,600万円となっているところでございます。

続きまして、補填対象額についてご説明させていただきます。29ページをごらんください。29ページはNTT東西のユニバーサルサービスの収支表でございます。平成22年度は、NTT東日本で約595億円、NTT西日本で約509億円の赤字となっております。これらの赤字額を前提としまして、補填を行うものでございます。

30ページ以下が具体的な補填対象額の算定でございます。

まず、30ページが加入電話の基本料でございます。算定方法は昨年までと変わっておりませんで、いわゆるベンチマーク方式を採用しておりまして、補填対象額として、高コスト側の4.9%に属する回線に係る原価のうち、全国平均費用に標準偏差の2倍を超えた額を上回る額、右下の図の黄色の部分に相当する額を算出しているものでございまして、金額としては青色の網かけにございますように、NTT東西合計で約71億

円となっているものでございます。

この算出に当たりましては、31ページの右側でございますように、一昨年度以降、光IP電話に移行した回線数を、現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算するという、いわゆるIP補正を行っております、その影響額というのが黄色の網かけにあるところでございますが、約6億円となっているところでございます。

32ページをごらんください。こちらが加入電話からの緊急通報になります。算定方法は、高コスト側4.9%に属する回線に対応した原価でございます、その補填対象額はNTT東西合計で約5,100万円、青色の網かけのところにございますとおりです。

33ページをごらんください。ここからが第一種公衆電話に係る補填対象額の算定です。公衆電話につきましては、加入電話と異なりまして、すべての収容局で赤字となっているため、先ほどのようなエリアの限定を行わず、原価から収益を減ずることによって補填対象額を算定しているというものでございます。具体的に算定された補填対象額ですが、③の市内通信分につきましては、約40億円、④の離島特例通信分につきましては約900万円、次のページにいきまして、⑤の緊急通報分につきましては約200万円となっているところでございます。

35ページをごらんください。冒頭ご説明させていただきましたとおり、今回の交付金、負担金の額につきましては、東日本大震災による災害特別損失のうち、基礎的電気通信役務の設備利用部門に関連する災害に関する広告費用及び建物・事務室等に係る除却損・撤去費用・応急復旧、原状回復費用等を含めて算定されております。これは、NTT東日本から支援機関に対して、それらの費用を含めた原価の届出があったことによるものでして、同社からは災害特別損失のうちのこれらの費用につきましては、内容的には、電気通信役務の提供のための営業費用と同一のものであるためという理由が提示されているということでございます。

具体的に、額の詳細でございますが、36ページをごらんください。災害特別損失合計約191億円ということですが、そのうちの電気通信事業に係るものが、表の一番左側にありますとおり、約175億円。そのうち、基礎的電気通信役務の設備利用部門に係るものが約1億3,000万円となっております。先ほどの考え方をもとにしまして、他の費用の場合と同様に、控除対象原価を控除し、また効率化係数を乗じるなどの処理を行った結果として、基礎的電気通信役務の設備利用部門の原価に含める額としまして

は、約9,500万円となっているところでございます。その内訳ですが、ここにありますように、9,500万円のうちのほとんどが加入電話の基本料に係るものとなっております。この加入電話の基本料は、ベンチマーク方式を用いて補填対象額を算定することになっておりますので、実際の補填対象額に対する影響としましてはゼロということになります。したがって、補填対象額への影響額はその他の部分、すなわち1,000円と74,000円を足した、約75,000円となっているものでございます。

委員の皆様には、次のページにさらに詳細な科目ごとの数字の資料を添付させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、38ページをごらんください。番号単価の算定でございます。38ページ、赤い部分にございますとおり、以上により算定されました補填対象額が約111億円、また、支援業務費が約5,600万円ということで、これを最新の電話番号利用総数、6月末の電話番号利用総数で割りまして、1月当たりにしたものが、合算番号単価になるということで、冒頭にご説明しましたとおり、これが5円となっているものでございます。昨年度が、その右側に書いてありますとおり、7円でございますので、昨年度よりも2円減少するというようになってございます。

概要資料にお戻りいただきまして、7ページをごらんください。7ページ、(4)にございますのが負担事業者でございます。負担事業者は表にある27社となっております。昨年と比べて、3社減少しております。具体的には、昨年度負担事業者でありました関西マルチメディアサービス株式会社が、本年4月1日にテクノロジーネットワークスと合併したこと。また、これも昨年度負担事業者でした株式会社ZTVが本年2月1日に電気通信番号をKMN株式会社に移管したこと。さらに、そのKMN株式会社が、本年6月30日にKDDI株式会社にIP電話サービス等の事業を譲渡したこと。これらによる3社分の減少ということでございます。

続きまして8ページをごらんください。8ページ以下が、各接続電気通信事業者等の負担額の算定でございます。こちらも参考資料でご説明させていただきます。

39ページをごらんください。まず、39ページは毎月の負担金納付・交付金交付の流れでございます。これは昨年度から変更はございません。左側、実施の流れのところがございますように、接続電気通信事業者等は、毎月末の電話番号の利用の数を2カ月後の月末までに総務大臣に報告します。総務大臣は支援機関にそれを通知いたします。支援機関ではそれをもとに負担金額を計算して、3カ月後の初旬までに接続電気通信事

業者等に通知を行いまして、接続電気通信事業者等がその通知を受けて、3カ月後の25日までに負担金を納付します。支援機関では、それを受けて3カ月後の末日までに、交付金の金額を適格電気通信事業者に通知をし、4カ月後までに交付金を交付するという流れになっているところでございます。

40ページは「負担金の額」の徴収についてでございます。NTT東日本分でございます。これは原則として①、ページの中ほどにございますように、番号単価に各事業者の電話番号利用数を掛けた額が負担金の額となっております。②にございますのは、最終算定月に係る算定方法、③が前年度残余额に関する算定方法でございます。

41ページはNTT西日本分でございます、これはNTT東日本と考え方は同様でございます。

概要資料17ページにお戻りいただければと思います。負担金の徴収方法でございます。これも昨年度から変更はございません。(1)で納付手段として銀行振込で行うこととされていまして、振込手数料は接続電気通信事業者等が負うこととされています。(2)で負担金額の通知の際に通知すべき事項として①から③のような事項を通知することになっています。(3)負担金の納付期限、(4)延滞金に関する定め、また(5)で支援機関の銀行口座のセキュリティ対策について規定されているところでございます。

続きまして、18ページをごらんください。次は交付金の額及び交付方法でございます。こちらにつきましても、まず参考資料でご説明させていただきます。

42ページをごらんください。42ページ上の枠内にございますように、補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額が交付金として交付されることになっております。すなわち、下の図でいいますと、補填対象額約65億円から、NTT東日本の算定自己負担額——青の部分——を減じました黄色の部分が交付金として交付されることとなります。

43ページはNTT西日本分でございます、考え方はNTT東日本と同様でございます。

概要資料23ページにお戻りください。交付金の交付の方法でございます。こちらも昨年度から変更はございません。(1)の交付手段は銀行振込で、振込手数料は支援機関が負うこととされています。また、(2)で交付金の額の通知、(3)で交付金の交付期限、(4)で交付金の額の計算方法が定められています。交付金の額の計算方法は先ほどご説明させていただいたとおりです。(5)で交付金の交付の特例として、接続電

気通信事業者に会社更生法等による更生計画認可の決定などがあつた場合の取扱いが定められています。(6)は銀行口座のセキュリティ対策でございます。

以上、申請の概要でございまして、以上の申請に対する審査結果が25ページ以下でございまして。

まず、25ページが交付金の額及び交付方法の認可に関する審査結果でございまして、25ページから26ページの頭にまたがりまして、3つの審査事項について審査をしております。この3つのうちの審査事項の2及び3につきましては、審査結果として適としているところでございます。

審査事項の1につきましては、基本的な部分につきましては妥当と認められるとしておりますが、事由の欄の3段落目、「ただし」で始まる段落にございますように、今回の申請につきまして、NTT東日本の補填対象額の算定において、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、基礎的電気通信役務の設備利用部門に関連する災害に関する広告費用及び建物・事務室等に係る除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用等を算入した原価が用いられているところでございます。この点につきましては、算定規則に規定がございませんので、その算定規則の第3条に基づく特別の許可を求める申請が本件申請と併せ行われているところでございます。したがって、当該措置による補填対象額の増加というものにつきましては、接続電気通信事業者等の負担する負担金額に影響を及ぼすものであることなどから、これらの費用を算入し、それを前提とした交付金の額を算定しているものでございますが、その適否の判断につきましては、意見招請結果等も踏まえて行うことが適当なのではないかということで、審査結果として一部保留とさせていただいているところでございます。

26ページの中ほどからが、負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査結果でございまして、こちらにつきましても同様の形とさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○関口委員　本来、今回あまり考え方についての変更はありませんので淡々といくべきところですが、東北大震災の影響で、災害特別損失の取扱いについてが新たな課題として浮かび上がってきました。これについては、実は阪神のときには特別損失に計上しないという扱いだったのですが、今回は会計士協会のほうからも通知があつて、特別損失

で区分表示をするという形で、通常の営業費用とは区分して特別損失のところに入れるということから、今までの原則ルールでいうとその部分が外れてしまうということで、特別な大地震の許可がいるという扱いが今回付け加わったことになったわけですが、NTT東西からの申請どおり、サービス提供にはこれは不可欠なものですので、この考え方としては入れてよろしいのではないかと思われるんですね。35ページ目のところにありますが、災害特別損失191億円あるんですが、ベンチマーク等での絞り込みで、絞って絞って、最終的な影響額はたったの7万5,000円という形が、何じゃこりゃというような形なんですけれども。

ただ、実は今回の申請とは全く関係のない話にはなり、また後日の課題となることなんですけれども、この考え方を是とすることになると、実際費用方式にもこの同じ考え方が適用されてくるでしょうし、それから、長期増分費用方式の場合にも、入力値のところここが効いてくるということですので、ここは額の多寡にかかわらず申請、こういう形での算定方式を決めたいということでの申請になっていると理解しております。

以上です。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問、よろしいですか。

それでは、本件につきましては、議事規則に従いまして、この案を報道発表し、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うということで、本件に関する意見招請は10月31日、月曜日までといたします。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○根岸部会長　では、そのように決定したいと思います。

○根岸部会長　それでは3件目ということで、報告事項に移ります。

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成22年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告」につきまして、ご説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課企画官　資料30-3をごらんください。

表紙をめくりまして、1ページをごらんください。平成18年のユニバーサルサービス制度に係る交付金・負担金の額等に関します、最初の認可の際のご答申でご要望事項をいただいております。その中の1つとして、経営効率化の推進がございました。左側の一番上、①にあるとおりでございます。すなわち、設備利用部門の費用の効率化率(7%)の達成度合いをNTT東西は総務省に報告すること。また、携帯電話やIP電

話の普及等が収支に及ぼす影響を分析し、総務省に報告すること。そして、総務省はそれらについて十分な検証を行い、審議会に対し報告等を行うこととごさいます。

これを踏まえまして、右側にごさいますように、総務省からNTT東西に対し、指導をしているところでございまして、今年もNTT東西からその実績の報告があったことから、ご報告をさせていただくものでございまして。

2ページをごらんください。具体的な内容でございまして、上の枠にごさいますように、NTT東西とも、平成22年度も、設備利用部門について、7%を上回る経営効率化を達成してございまして。NTT東日本8.4%、NTT西日本8.2%でございまして。具体的な削減としましては、前年度より引き続き、人員数の削減を行うとともに、116業務や料金業務などについて、業務の集約、アウトソーシングの効率化を図る。そのほか、引き続きになりますけれども、資産のスリム化等の、この表にごさいますような取り組みを実施しているところとごさいます。

3ページは、具体的な営業収益、営業費用の額について、平成21年度と比較したものでございまして、ごらんいただければと思います。

続きまして、4ページでございまして。こちらは市場環境の変化や競争の進展等が収支に及ぼした影響についての分析でございまして、加入電話の基本料部分についてでございまして。左側、NTT東日本のほうをごらんください。加入電話の基本料につきまして、昨年度から携帯電話、光IP電話への移行などで、収益が約339億円減少する一方で、設備管理部門のコストの削減、設備利用部門のコストの削減をそれぞれ約266億円、119億円図ったことによりまして、結果として収益の減少幅以上に費用を削減することによって、営業損益は約47億円の改善となっているとごさいまして。右側、NTT西日本についても同様の傾向でございまして。

5ページをごらんください。5ページはユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化の検証として、昨年度同様、加入者回線コストについての検証を行ったものでございまして。左下の図にごさいますように、加入電話の契約数ですが、これは近年8%を超える割合で減少し続けておりまして、昨年度も約8.7%の減少となっているところでございまして。その一方で、右側にごさいますように、加入者回線コストでございましてけれども、契約数の減少の8.7%に約1ポイント及ばないのですが、約7.7%の減少を図っているということとごさいまして。

その減少の要因としましては、次のページ、6ページにございますように、加入系メタルケーブル投資額、これを新規投資額を抑制することによって、減価償却費を減少させる取り組みを行ったこと。また、右側にございますように、設備点検業務や、データベース整備業務などについて、内製化を推進することで作業委託費を削減し、施設保全費を削減するというような取り組みを図ったことによるところが主な削減要因ということだそうです。

以上が昨年度、平成22年度の経営効率化の報告でございます。今後もNTT東西におきましては、引き続き経営効率化の取り組みの実施が期待されると考えているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの報告につきまして、どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、本日の審議はこれで終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございましたら。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。次回の部会につきましては、別途、確定になり次第、事務局より連絡があるということでございます。どうもありがとうございました。

閉　　会